

## 短期給付に係る標準処理期間

## 公立学校共済組合岡山支部

### 1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	20日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の喪失	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	
資格喪失証明の発行	15日

### 2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	30日
被扶養者の取消	
被扶養者証の記載事項の訂正	20日
被扶養者証の亡失等による再交付	

### 3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費・家族療養費の支給	90日	支部決定日の属する月の翌月末日 (10日までの決定分は当月末日)
高額療養費の支給		
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	30日	
移送費・家族移送費の支給		
高額介護合算療養費の支給		
入院時食事療養費の支給		
入院時生活療養費の支給		
出産費・家族出産費の支給		
埋葬料・家族埋葬料の支給		
傷病手当金の支給		
出産手当金の支給		
休業手当金の支給		
育児休業手当金の支給		
介護休業手当金の支給		
弔慰金・家族弔慰金の支給		
災害見舞金の支給	40日	
支払未済の給付請求		
前納された任継掛金の還付		

### 4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	20日
特定疾病療養受給者証の交付	
限度額適用認定証の交付	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	60日
レセプトの開示請求	

- (注) 1 標準処理期間とは、所属所が請求書等を受理してから交付または支給までの処理に要する期間とする。  
 2 標準処理期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、7日とする。  
 3 標準処理期間には、書類の不備等により是正を求める期間は含まないものとする。